	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の26第１項）	10574	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	平成28年旧措置法第68条の26第２項（償却費）	10507	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第68条の26第２項）	10508	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第68条の27第１項（償却費）（第45条第１項の表の第１号）	10119	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10120	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表医療用機器等の特別償却の項を次のように改める。

医療用機器の特別償却	第68条の29第１項（償却費）	10324	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10325	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却の項を削り、同表次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却（次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却）の項を次のように改める。

次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	第68条の33第１項第１号イ又は第２号イ（償却費）	10560	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の33第１項第１号イ又は第２号イ）	10561	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の33第１項第１号ロ又は第２号ロ（償却費）	10562	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の33第１項第１号ロ又は第２号ロ）	10563	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却の項中「第68条の34第１項」の次に「又は平成28年旧措置法第68条の34第１項」を加え、同表特定都市再生建築物等の割増償却（特定再開発建築物等の割増償却）の項を次のように改める。

特定都市再生建築物等の割増償却	第68条の35第１項（償却費）（同条第３項第１号イ）	10449	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の35第３項第１号イ）	10450	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の35第１項、平成27年旧措置法第68条の35第１項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成25年旧措置法」という。）第68条の35第１項（償却費）（第68条の35第３項第１号ロ、平成27年旧措置法第68条の35第３項第２号ロ又は平成25年旧措置法第68条の35第３項第２号）	10452	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の35第３項第１号ロ、平成27年旧措置法第68条の35第３項第２号ロ又は平成25年旧措置法第68条の35第３項第２号）	10453	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の35第１項（償却費）（同条第３項第２号）	10522	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の35第３項第２号）	10523	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の35第１項又は平成27年旧措置法第68条の35第１項（償却費）（第47条の２第３項第３号又は平成27年旧措置法第47条の２第３項第４号）	10461	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の35第１項又は平成27年旧措置法第68条の35第１項（第47条の２第３項第３号又は平成27年旧措置法第47条の２第３項第４号））	10462	法規別表十六（九）「８」の欄の金額